

鹿鳴館外交と欧化政策

犬塚 孝明

はじめに

鹿鳴館外交とは、明治国家にとってどのような意味を持っていたのか。単なる外交戦略としての欧化政策ではなかったはずである。ロシア文学者で辛口の文芸評論を書くことで知られた内田魯庵は、当時の欧化熱を振り返って、次のように言う。

が、汎濫した欧化の洪水が文化的に不毛の瘠土に注いで肥饒の美田となり、新たに植樹した文明の苗木が成長して美果を結んだのは争えない。少くも今日の新しい文芸美術の勃興は当時の欧化熱に負う処があった。……津浪の如くに押寄せる外来思想は如何なる高い防波堤をも越して日一日も休みなく古い日本の因襲の寸を削り尺を崩して新らしい文明を作りつつある。この世界化は世界の進歩の当然の道程であって、民族の廃

頽でもなければ国家の危険でもないのである。⁽¹⁾

鹿鳴館は、日本の社会に欧化の洪水をもたらしはしたが、「西欧」という苗木を育てて新しい文明をつくり上げたことは確かだという。それは、日本の世界化の当然の帰結であって、民族の頽廢でも国家の危険でもない。欧化政策は、むしろ「平和的ボリシェウイズム」とも言うべきもので、「人心を新たにし元気を横溢せしめて、新らしい文明のエポックを作った」と主張した。

「平和的ボリシェウイズム」とは言い得て妙である。ボリシェヴィズム(Bolshevism)は、本来ロシア革命政権の急進左派ボリシェビキの政策や思想を指した言葉だが、ここでは急進的な革新主義とでもいった意味で使ったのであろう。この欧化政策で日本は文化革命を経験し、新文明の時代(エポック)に入った、と内田魯庵は考えた。

明治・大正の文化的知識人魯庵をして、そこまで思い至

らしめた、鹿鳴館時代の欧化政策とはいったい何であったのか。それは、時の外務卿井上馨が行おうとしていた鹿鳴館外交の実態がわからなければ、具体的に覚えてこないであろう。したがって、小論では、井上が意図した鹿鳴館外交の内実を分析することで欧化政策の本質を明らかにし、明治の国民社会に対してそれがどのような影響を与えたのかを考えてみたい。⁽²⁾

一 井上馨と鹿鳴館

明治十六年（一八八三）から同二十年（一八八七）までの四年間を、ふつう鹿鳴館時代と呼ぶ。わずかに四年という短い期間にもかかわらず、なぜ「時代」なのか、という疑問はわくが、内田魯庵がいみじくも言い得たごとく、明治を象徴する「エポック」だったからであろう。この時代を外交面から眺めた場合、それは鹿鳴館外交となる。

鹿鳴館を創ったのは外務卿井上馨である。井上は長州の出身で、幕末に志士として活躍し、伊藤博文とともに英国へ密航留学した経験をもつ。留学で身につけた開明的な思想は、その自由闊達な精神とともに、帰国後の井上に革新的な開国主義者としての道を歩ませる要因となる。井上の開国主義の基本を形づくっていたのは、国際的な信義の問題と徹底した攘夷思想の排除であった。⁽³⁾ 人民の「内からの

文明化」こそ、国家が真に近代化するためにどうしても必要な条件だ、と彼は考えていた。

二度目の英国留学を終えて、明治十一年（一八七八）七月帰国した井上は、いったん工部卿に就任したが、翌年九月には外務卿へ転じた。前任者の寺島宗則が、英独のわが国に対する法権侵害問題（ヘスベリア号事件並にハートリー事件）で引責辞職した後を承けての就任であった。外務卿に課せられた最大の任務は欧米各国との不平等条約の改正交渉であった。いわゆる条約改正である。井上の条約改正に関する交渉方針が決定したのは、明治十二年（一八七九）十一月十九日である。同日、太政大臣三条実美の承認を経て、直ちにわが国在外使臣たちに向けて訓令を発した。基本方針は三つ。一つ目は、現在の関税規則を改めること、二つ目は各開港場における不当の習慣を改めること、三つ目はわが国行政規則を外国人にも遵守させること。⁽⁴⁾

井上は、十二月三日付で、以上の各箇条についての詳細案を駐仏公使鮫島尚信にあてて送付したが、その末尾で次のように記す。

過月二十七日伊国皇族ジューク、ド、ゼーヌ公着京ニテ延遼館宿所ト相成、当節大概毎夜会食等多ク、随分日本人ハ交際ニ不馴ニテ困迫スル事多ク有之候。⁽⁵⁾
イタリア皇族ゼーヌ公の来朝に際し、晩餐会を開くたび

に、社交馴れをしていない日本人の不作法に困惑したというのである。宿所は俄か作りの迎賓館ともいえる延遼館であつた。延遼館は旧幕府時代の浜御殿内にあつた廢屋（石室）を、外国からの賓客接待用に改造した建物である。華美な裝飾を施した和洋折衷の奇妙な代物であつた。

国賓用の宿泊施設も問題であつたが、それ以前に、政府高官や一般官吏に外国人との交際に慣れてもらう必要があつた。外国からの賓客接待の礼式を定めるため、明治十二年十月四日、井上は取調委員長に任じられた。条約改正を有利に導くためにも、西欧諸国の慣例となつてゐる礼法を研究し、わが国の人情風俗に適つたものを作り上げねばならなかつた。わが国初の社交礼法書である「内外交際宴会礼式」が完成したのは、翌年十二月二十七日であつた。その書に次のようにある。

欧米各国には外交官や貴賓を接遇する際の慣例規則がある。しかし、わが国にはこれがない。そのため、「我ノ敬ヲ致ス所以ノモノ彼以テ不恭トナシ、我ノ睦ヲ修ムル所以ノモノ彼以テ疎遠ト為シ、其弊ヤ矯傲ヲ以テ威望ト為シ、卑近ヲ以テ親睦ト為スニ至ル。誠ニ交際ヲ求ムルノ法ニ非ズ。」という情況にある。

要するに日本と西洋の社交法が異なるため、かえつて彼の交際において弊害が生じているという。この礼法書の

完成をきっかけにして、政府高官や貴顕の間に園遊会、夜会、舞踏会等の宴会訪問の礼式が整つていく。

ついで井上が取り組んだのが、外国要人接待用の建物、迎賓館の建築である。明治十三年（一八八〇）十一月十五日、井上は、延遼館と三田綱町にある旧蜂須賀別邸を売却し、その資金をもつて新たな外務卿官舎と社交クラブの会館を造りたいむね、政府へ上申した。

これに対して、太政官がクラブ建設に替えて、十萬円の予算で新たな外人接待所の建設を外務省に命じたのが、年末の十二月二十三日である。

建築場所として井上が選んだのは、外務省から南東方向へ五町ほど下つた内山下町の旧薩摩藩装束屋敷跡、内務省博物館の敷地である。琉球使節が登城する際に装束を改めたところからその名がついたといわれるが、敷地そのものは六千坪に及ぶ。そのうちの約半分三千坪を利用して建てることとなつた。英国人建築家のジョサイア・コンドルに設計を依頼した。明治十四年（一八八一）一月に着工し、総工費十八萬円、約三年の歳月をかけて、建物は明治十六年（一八八三）十一月に完成した。ネオ・ルネッサンス様式の白煉瓦造り二階建てで、ところどころに東洋風の意匠をこらした斬新な建物であつた。「鹿鳴館」と名づけられた。名づけ親は井上の妻武子の前夫中井弘である。中国の

『詩經』鹿鳴の詩に拠ったという。客を心から持てなす意を含む。⁸⁾

十一月二十八日の夜、井上馨が主人役となり、諸皇族、諸大臣、各国公使、その他内外朝野の播紳を招待して落成の祝宴が催された。集う者千二百余名。居並ぶ貴顕の前に井上は、鹿鳴館は「国境ノ為ニ限ラレザルノ交誼友情ヲ結バシムルノ場」として建てたのだ、と説明した。⁹⁾現在進行中の条約改正を成功させるには、どうしても国際的信義を「形」で表す必要がある。そう考える井上にとって、鹿鳴館は、まさにその国際的信義の「形」そのものであると同時に、国家の「文明化」の象徴となるべきものでなければならなかった。

完成翌年の三月十七日付で太政大臣三条実美へあてた上申書において、井上は次のように述べる。

則チ名称ヲ鹿鳴館ト命シ、右場所ハ予メ及上申置候通り、後末外務省ニテ所管致シ来朝ノ各外国貴賓ヲ止宿接待等政府ノ要用ニ供シ又ハ各官省ニ於テ内外人饗応等ノ事アル時、外務省協議ノ上、何時モ差支無之様致シ度（中略）今後此鹿鳴館維持方ニ付テハ多少ノ経費御下付無之テハ不相成場合有之候。¹⁰⁾

外務省所管の重要施設として政府総力をあけて維持すべきを説く。さらにその恒久的な維持の手段として、西欧諸

国に倣い、クラブ式の協会を組織して、そこに館の管理運営をまかせてもよいのではないかと提案している。鹿鳴館の存続にかけた井上の覚悟のほどがよくわかる。

時代は四年ほどさかのぼる。ちょうど井上が欧米式社交クラブの創設を考え始めたところである。井上は駐日ドイツ公使のアイゼンデッヒャーと会談した。明治十三年七月十日のことであつた。アイゼンデッシャーは、会談冒頭から日本の法権回復に異議を唱えた。理由は日本の「司法ノ道」が未開状態だから、外国人が日本の法律に服することは不可能だという。そこで井上は次のように反論した。

抑吾輩ノ志ハ一ニ各国人民ノ文明教化ヲ伝習スルニ在リ、十年乃至十五年コノカタ現ニ其証拠ヲ立テタルニアラスヤ、且又我輩ノ願ヒハ泰西ノ各大国ト同等ノ權利ヲ有シ同等ノ地位ヲ占メントスルニ在リ、今日実ニ之ニ熱心従事セリ。雖然今日我レニ欠乏スル所ハ千百膏ナラス、故ニ今日既ニ斯ノ如キ条約改正ノ要求ヲ為スハ猶早キニ過クルカモ知ル可ラス。然レトモ國中一般ノ希望ナルヲ以テ政府之ヲ如何トモスル能ハス。故ニ政府ニ在テモ各国我要求ヲ全ク拒絶スル等ノ事ハ無之義ト信シ居候。（中略）将又外国人日本ノ不義不信用ヲ嘆訴致候モ全ク不理ト謂フ可ラサレトモ彼レ自ラモ亦幾分カ其罪ナキニアラス。奈何トナレハ外国人タ

ル者十二八九ハ往日開港ニ於テ乱暴不体裁ヲ働キ、以テ其權力ヲ逞フシタルカ為メ其害毒ヲ将来ニ遺スニ至レリ。粗暴ノ風聞ハ尚今日ト雖モ一般外国人ノ免レサル所タリ。之ニ加フルニ近頃条約改正上世論種々二分レリ。此ノ如キ事情ナルヲ以テ日本人タル者多少外国人ヲ憚忌醜惡スルモ亦全ク道理ナシト難言候⁽¹⁾。

自分の意図するところは、欧州各国人民の「文明教化」を見習うことである。最終的には欧州各国と同等の権利と地位を持つことを願っている。これは日本国民全員の希望でもあり、各国がこれを拒絶する理由はない。外国人は日本人の「不義不信用」を嘆訴しているというが、これは外国人の方にも罪があるのではないか。これまで思うがままに開港場で乱暴狼藉を働いてきた報いであろう。したがって日本人が外国人を「憚忌醜惡」するのもやむを得ないと思うがいかかが、と。

いささか原文を長く引用したが、この時期の井上の西欧化に対する気持ちが最もよく表れていると思う。なかでも「我輩ノ志ハ一二各国人民ノ文明教化ヲ伝習スルニ在リ」の文言は、当時の彼の偽りのない率直な表現であろう。欧州なみに日本の国民の文明化が進まなければ、日本は国際的に並び立つ近代国家にはなれないだろう、との強い思いがそこには込められている。しかし、欧州人といえども理

不尽な行動をとってきたのだから、ここは相身互いに譲り合って、信頼関係を築こうではないか、との論理である。すなわち、国際的信義と互譲の精神で行こう、というのである。

したがって、井上の考える迎賓館は、当然のことながら「国境ノ為ニ限ラレザルノ交誼友情ヲ結バシムルノ場」とならねばならない。各国人民が別け隔てなく、国境を越えて友情を育む場となるはずである。それが国際的信義を「形」で表すということでもある。鹿鳴館は、こうして欧州各国人民の「文明教化ヲ伝習」し、国際交流を促進するための外交上のシンボルとなったのである。

二 外交戦略としての欧州主義

鹿鳴館の工事が始った明治十四年一月下旬、ドイツは東京で欧州各国合同の予備会議を開くことを関係諸国へ提案し、英国もこれを受けて二月下旬には同様の覚書を各国へ回付した。最も強硬な相手である英国外相グランヴィルが、日本案を拒絶したうえで、欧州主導の基礎案を東京合同会議で作成することを、駐英公使森有礼を通じて日本政府へ提案してきたのは七月二十三日であった。それに言う。

貴政府ヨリ御提出ノ問題ハ頗ル浩瀚ニシテ且重大ノモノニ有之候得ハ預メ貴國ノ法律并ニ貴裁判所ノ制度及

と裁判法ヲ詳細ニ致考査上ナラテハ御協議ニ難及次第ニ有之候。(中略) 貴国ニ於テモ現ニ法律御改正ノ事ト致信用候得共、右改正法律ハ欧州各邦ニ被行候主義ト何程致一致候哉、又貴国裁判所ニ於テハ裁判法ニ一定ノ規則無之様相見ヘ候処、改正裁判法ハ何程欧州ノ主義ニ致一致候哉、我政府ニ於テハ右等ノ事ヲ判断ス可キ方便更ニ無之候。右様ノ理由有且其外茲ニ詳言ヲ要セサル理由モ有之候ニ付、我政府ハ貴政府ヨリ御提出相成候二通ノ条約案ヲ致受納之ヲ協議ノ基礎ト致候儀難相成存候。

拒否の理由は日本の法律にあるという。改正する法律がどの程度「欧州各国で施行されている主義」と一致しているのか、また改正裁判法がどの程度「欧州の主義」と一致しているのか、現時点ではわれわれにはわからない。だから日本政府案を協議の基礎とすることはできない。すなわち欧州各国と同等の法律ができるまで、英国は日本の司法権を認めない、というわけである。

続けて次のように述べる。

近々東京駐劄公使ヘ訓令ヲ相授ケ、東京ニ於テ諸外国ト連合ノ預先會議ヲ開キ、従来ノ経験ニ因テ肝要ト見認ムル改正ヲ現行条約ニ加フル為メ一般ノ約定ヲ取極ム可シトノ考案ヲ貴政府ヘ提出為致候運ニ相至可申ト

存候。尤欧州諸条約国ニテ右一般ノ約定ニ同意致候上ハ之ヲ以テ改正条約ノ基礎ト為シ諸条約国ニテ各別ニ条約ヲ取結申、又条約取結ヒノ場所并ニ其体裁ハ各自ノ最便利ト考フル所ニ任セ可然ト存候。

各国合同の予備會議 (joint preliminary negotiations) を東京で開いて、各国の経験に照らして肝要と認めた改正を加えたうえで基礎案を作成し日本政府へ提出したいという。

明らかに日本の意向を無視した英国政府の威圧的な態度に憤りを覚えた井上外務卿は、グランヴィル外相に対し具體的な説明を求めるよう森公使へ訓令した。森の強い抗議にもかかわらず、英国は主張を押し通す。

日本が国際社会で「欧州並」の文明国として認められるためには、英国側に妥協するもやむなしと判断した井上は、十月二十日付で三条太政大臣へ、「当方於テ姑ク一步ヲ譲」と認め、全権委任状の下付を願い出た。東京合同予備會議の開催を英国に承諾したのが十二月十七日、三条の決裁が下りたのは明けて一月十一日であった。

条約改正のための予備會議が外務省で開かれたのは、明治十五年（一八八二）一月二十五日である。以後七月二十七日まで二十一回にわたり會議が行われた。議題の中心は法權問題であった。各国代表は法律の「欧州主義」を主張して譲らなかつた。そこで井上は、四月五日、その第九回

会議において突如「内地開放宣言」を発表し各国委員たちを驚かせた。数年間の準備期間を設け、その期間中すべての外国人に内地を全面開放し、代わりに必要最低限、彼らには日本の法律に従ってもらうというものである。

この宣言の中で、井上は日本の近代化、すなわち「欧化」への努力と、その結果としての文明進歩の様を強く訴えた。⁽¹³⁾ いわく。

我政府の常に大に目的とする所は宇内普通の公法及び道徳の主義を採用し、終に以て現時の列国と連立するに至らんことを期するに在るは我政府当初よりの政術を注視したる人々の能く察知せらるる所なるべし。

日本政府の目的は西欧各国と同様、国際法に準拠し、国際的道義を守ることにあり、とまず述べる。そして、維新後、今日に至るまで実に多くの困難に遭遇したが、その方向は確乎として動くことはなかった。この大事業をなし得たものは、内にあつては「人民愛国の至誠」、外においては「欧米開進の事跡」によるところ大である。したがって、「我国進歩の改革を行ふに当てや其事情に適する限りは、修心の道なり政治の法なり皆此泰西の実例に因らざるはなし」と、日本の進歩的改革の多くが西欧諸国の実事に倣ったものであることを強調し、国際的信義上において列国側が同意するよう促した。井上には、法律、制度が整備され、

準備期間が終了した時点で、法権の完全回復をねらう腹づもりがあつた。

いわば、日本の法律に服従する外国人には内地通商も許可するという趣旨であつて、のちに「内地雑居論」としてメディアを賑わす誘因ともなる。

続いて六月一日の第十三回会議で、内地開放に必要な細目案を発表、準備期間を五年以内と定め、期間中の外国人裁判のため各裁判所に外国人判事を任用するなどの意見を述べた。しかし、井上案を時期尚早とする英国公使パークスの反対もあつて予備会議は七月二十七日に閉会せざるを得なくなつた。そこで政府は、税権問題だけを引き離して、法権と別個に新条約を締結することに方針を変更、関係各国に通知した。ところが、日本側が新条約に有効期限を盛り込んだことに対して、再び英国から異議が挟まれた。新条約案中に八年ないし十二年の有効期限を設けたのは、期限後に関税自主権を完全回復する意図があつたからであり、井上の条約改正の「第一主眼」でもあつた。⁽¹⁴⁾

明治十六年（一八八三）四月、英国政府の反対意見は覚書として欧州各国へ送付された。時あたかもヴェトナム問題で清国と対立していたフランスは、日本と連携する好機と捉え、対日新通商条約案中に有期の条項を採用すること（¹⁵）を承諾した。この情報、在仏日本公使館雇の英国人フレ

デリック・マーションルを通じて、直ちに欧州外交界に流されたことで、情況は日本側に有利となる。井上は、この機を逸しないよう、在英の森有礼と在独の青木周蔵、それに在仏の蜂須賀茂韶の三公使へ訓令を発した。森あての訓令に言う。

此機宜ニ投シ、在外我各使臣ニ於テ同心協力其任国政府ニ向ヒ直接又ハ間接ノ手段ヲ以テ我目的ヲ勸説致候得ハ蓋其成効ハ至難ニ非ラザルベシト致思考候（中略）就テハ此後トモ万端今般ノ如ク各位共無隔意彼此之意見ヲ融通シ豫メ彼ニ応ズルノ方略ヲ講シ其動作甲乙矛盾逕廷ナク進退一致ニ出ツルヤ猶將援之一和ヲ得ルト一キハ随テ運用ノ妙域ヲ得、敵鋒ヲ未戦ニ挫キ得ルト一般我ニ乗スベキ隙ナカラシムルコト一大緊要ト思考致候。⁽¹⁶⁾

わが国在欧各公使が力を合わせて、列強諸国に対処する「方略」を練れば、「運用ノ妙域」を得て、「敵鋒ヲ未戦ニ挫」くことも可能だと、欧州に駐在する各国公使たちの一致協力を促した。在留公使たちの力量とその交渉力とに大きなウェイトを置く井上外務卿一流の外交法であった。欧州近代外交の常道ではあるが、日本の外交において、本格的にこうした現地外交を重視した方法をとるようになるのは、井上外務卿の時からである。その意味において井上は、

外交戦術においても欧州主義を貫いたといえる。

井上からの訓令に接した森公使は、九月中旬、ベルギーのスパで、青木、蜂須賀の両公使と協議し、欧州諸国が英国の提案に応じないよう、重ねてそれぞれの任国政府へ働きかけることで一致した。帰英後森は、十月五日付で井上にあてて自らの意見を書き送る。それに言う。

我論鋒ヲ以彼ノ鉄壁ヲ破ラントスルニハ単ニ漠然タル理論ヲ以彼ニ迫リ、或ハ友邦ノ情誼ヲ以彼ニ望ムカ如キハ蓋シ実効ヲ奏シ得ヘキノ法ニ非ス。実効ヲ得ルニハ専ラ我地位ニ属スル所ノ明確ナル事実ヲ彼ノ眼前ニ開列シ以テ彼ノ意向ヲ変転セシムルノ方法ヲ考ルニ在ルヘシ。⁽¹⁷⁾

英国を納得させるには、漠然とした「理論」を使ったり、友邦としての「情誼」を用いても無駄である。日本の国際的な「地位」を明確に開示して実効をあげる以外にないという。その方法として、第一にわが国の制度、工業その他万般にわたって進歩していることの情況説明、第二に他の欧米諸国を味方にして英国を孤立させること、第三に英国の世論に訴えること、の三点をあげる。それにこうも記す。幕末に結んだ条約は敗戦条約ではない。したがって、条約上「自由ノ国権」はまだ失ってはいない。そこをまず明白にすべきである。しかも西欧諸国は、キリスト教外の異

教徒の国の文明度を量る基準に、その国の宗教政策を置く習慣がある。わが国が信教自由を黙許していても、キリスト教徒が少ないところから、「信教不自由ナル未開国」と見做しているふしがある。こうした西欧諸国の誤解を早急に取り除いて、今日の日本が西欧諸国と肩を並べるほどの進歩を遂げ、アジアにおいて比類なき地位にあるという事実を、わが国の「品位」を失うことなくはつきりと英国政府に伝えるべきである。

井上に意見書を送った三日後の十月八日、森はグランヴィル外相から彼の別邸ウォーマー・キャッスルへ招かれ会談した。森は新条約に有期の条項を盛り込む理由を改めて説明し、日本の進歩的な国家状況を、制度、法律、学制、鉄道、通信、工業など十一項目にわたり語って聞かせた。森の話を興味深く聴いていたグランヴィル外相は、後日そのことを書面に記して欲しいとも言った。

ドイツにおける青木公使の努力も奏功し、英独両政府の歩調が揃った。⁽¹⁸⁾十二月十一日、英国政府は森公使にあてて、比較的好意的な内容の覚書を送付してきた。そこには、日本が外国人に内地開放と不動産所有を許可する以上、税権回復を要求するのは当然であり、他国が同意すれば、新条約中に一定の期限後（十年ないし十二年）に条約を終了し得る「有期」の条項を入れてもよい、との一文があった。⁽¹⁹⁾

井上としてはこの回答に多少不満が残った。覚書中には、条約終了通知前に三年間ほど内地開放を実施すること、内地旅行免状の方法を拡充すること、法権回復には応じられないこと、最惠国待遇はこれまで通りとすることなど、かなり厳しい条件が記されていたからである。

英国が新条約に「有期」を認めたことを評価しつつも、井上は改めて森公使へ再交渉を命じるとともに、青木公使へもドイツへ斡旋依頼を訓電した。ドイツが日本に対し好意的であったのは、中東における英独の確執が絡んでいたからであり、またアジアにおける英露間の対立は、自国の対アジア貿易発展に極めて有利であった。井上にとつて、こうしたアジアをめぐる欧州列強間の対立と、欧州的国际環境とは、条約改正を有利に導く絶好のチャンスであった。明治十七年（一八八四）の新年を迎えた時点で、井上の外交戦略としての欧州主義は、国民全体、社会全体を視野に入れた新たな国家戦略としての様相を帯びてくることになる。

三 「欧化」という新文明

明治十七年（一八八四）六月九日付の英国の新聞『タイムズ』に、「日本における治外法権」と題して次のような記事が載った。寄稿者は来日経験もある英国陸軍工兵中佐

のヘンリー・パーマーであつた。

日本は三十年前までは、国交を拒絶した、まるで隱者の住む国であつたが、今日では、訪れる全ての人に国を開放してもよい、いや、是非開放したいとすら願っている。(中略) 日本に関して言えば、最近の十六年間に、西洋の路線に従い物質的・道徳的改革を遂行しただけでなく、自国の法律と統治方式・政治理念まで徐々に欧米の最高の域にまで引き上げるなど、偉大で着実な進歩を遂げたので、一八五八年の条約の厳しい条件を相当緩めてもいいのではないかという疑問が条約締結国間に始めている。西洋文明の基礎をなす原理を日本が追い求めていることがはっきりしている以上、かつて日本の思想的基盤が排他的・反進歩的であつた時代に締結された条約がはたして現在でも適切なのであろうか。⁽²⁰⁾

パーマーが言わんとしたのは、日本政府が求めている法権回復を欧州諸国が認めれば、外国人に対して日本全土が解放され、外国人は自由に居住し、旅行や商売もできるようになり、欧州の貿易量も拡大するであろう、ということであつた。

英国の世論を喚起して英国政府を動かす必要がある、と訴えた森公使の戦略がある程度活きたとも言えよう。その

証拠に、このパーマーの投稿を受けて、『タイムズ』の社説は、日本の条約改正問題を取りあげ、英国の通商には今後日本との協調は欠かせないとの意見を掲げた。ただ、日本国内に残る排他的傾向に警鐘をならすことも忘れていない。

英国のジャーナリズムから支持されたことで自信を得た井上外務卿は、七月十七日、自ら「条約改正二閣スル建議案」と題する所信案を内閣へ提出した。その主眼は、外交交渉により治外法権を撤廃しなければ、わが国の独立を維持することは難しい。したがってわが政府は一致団結して「外交政略ノ義」を確定する必要がある、という点にあつた。

その「外交政略ノ義」とは何か。それは「開国ノ主義」を採用し、「鎖国攘夷ノ感情ヲ一変」させて、この誘因となるものすべてを「杜絶」させる覚悟をもって外交に臨むことだと言う。そして次のように記す。

泰西各国カ我邦ニ対シ往々治外法権ヲ廢撤スヘシトノ感情ヲ起セシハ、我邦カ維新以來漸次施設スル所ノ実態ヲ觀テ我邦ノ当初抱ケ所ノ攘夷鎖国ノ感情ヲ一変シ、漸ク其位置ヲ泰西ノ文明ニ進化シテ亞西亞洲中ニ泰西文明国同胞ノ一國ヲ造出セントスルニ至ルヘシトノ感覺ヲ起サシメルニ外ナラサルナリ、事体此ノ如シ。我

邦独立ノ法權ヲ完全ナラシメント欲スルカ愈詔令ノ本旨ヲ体認シ、其方向ヲ誤ラス旧来ノ陋習ヲ破リ益文物制度ヲ改良シ、我邦ノ位置ヲシテ彼ノ泰西各国ト大差ナカラシメ始メテ全然独立ノ國權ヲ挽回スルヲ期スヘキナリ。⁽²¹⁾

要は、欧州各国と同様の文明国家がアジアにも存在している、との「感覚」を列強諸国に起させることである。それは天皇の意志でもある。「旧来ノ陋習」を破棄し、まず「文物制度ヲ改良」して、わが国家の位置を欧州各国と大差なきものにまで高からしめねばならない。そこで初めて「独立ノ國權」を挽回したと言うべきであろう。

ここにおいて、井上の外交戦略としての欧州主義は、国家戦略の高みへと上り詰める。これがいわゆる「欧化政策」である。

西欧的な文明国ができ上がれば新しい文化も生まれ、人も育つ。心の内にあるものは必ず外に形となって顯れる。それが人情というものだ、と井上は言う。日本人々が攘夷的感情から解き放たなければ、日本は新しい文明国として生まれ変わることはできない。そのための内地開放であり、法權回復である。

この意見書を提出した後の八月四日、欧州列国公使へあてて井上は日本政府の覚書を送付した。その中で、井上は、

「我政府ハ領事裁判權ノ全廢ト全國ニ外國人ノ通商居住ヲ許ス事トヲ同一時ニ施行スヘキモノトシ、又國家ノ利益ト安全トヲ考慮スルニ於テモ此方法ヲ外ニシテ他ニ開國ヲ許シ得ヘキ方法ハ他ニ之レナキヲ確信ス」⁽²²⁾と述べ、外國人に對して内地を開放するのは、あくまで法權が完全回復された時である、と断言した。さらに、同覚書で、新通商條約の有効期限を十年と定め、一年前に通知することにより廢棄も可能との条件を付けた。そして、この覚書を今後開催される予定の條約改正會議の基礎案として採用するよう、改めて要望した。

井上外務卿の申し入れに對し、八月五日から十月二十四日までの間に、列国公使から順次同意の回答が寄せられ、條約改正會議開催の準備が整った。井上としては日本側で作成した條約案を基に、翌年十月から會議を開く予定だったが、内閣制度の創設による行政改革などが重なり、實際に開かれたのは明治十九年（一八八六）五月になってからであった。井上の欧化政策の本質を見極めるのが小論の目的であるので、ここでは條約改正會議の内容については触れない。⁽²³⁾

さて、明治十六年十一月二十八日の夜、井上外務卿主催による鹿鳴館落成の祝宴とともに、鹿鳴館の時代は始まった。しかし、これから数年にわたって続く華麗な鹿鳴館の夜会

や舞踏会は、あくまで西欧文明の表の姿を模倣したものであって、わが国民のライフスタイルを根底から変えるまでには至らない。国民の伝統的な社会生活全般に、西欧文明があまねく行き渡らねば真の文明化とは言えない。

井上が国民教化と称して、小説、演劇、美術、音楽などの文学・芸術領域から、ローマ字の普及、洋服の着用、肉食の奨励など生活領域全般に至るまで、多くの社会改良運動に心血を注いだのも、そこに生きる人間が根本から近代的に自己変革されてはじめて、国家そのものも近代化され得ると信じていたからにはかならない。

欧州と同じような文明国が、新たに造り出されなければ、列強諸国は日本の法権を認めない、という。であれば社交的にいくら欧州なみの習慣を身につけてみたところで、外国人が納得するはずがない。それくらいのことでは井上もよくわかつている。そこで彼は、国民教化という大きな視野の中で西欧的な文明社会の構築を試みようとした。井上のみならず、伊藤博文や森有礼など、当時の内閣を構成する人々の中にも、こうした考えを共有する者が少なくなかった。一例をあげてみよう。

明治十七年十二月二日、東京大学講義室において、七十余名の学者が参集して「羅馬字会」なる学術団体が創設された。発起人総代には東京大学文学部長の外山正一が就い

た。外山は、二年ほど前に、同僚の矢田部良吉や井上哲次郎らとともに、日本の詩の改良進歩を唱えて『新体詩抄』を著し、文学改良運動を展開していた西欧派知識人であった。創設の趣旨は、実学に適さない漢字を廃して、国民教化の手段としてローマ字（アルファベット）を普及させ、欧州諸国に対抗しうる実学的知識に富んだ国民を育成しようというものであった。会員には鳩山和夫、穂積陳重、和田垣謙三、伊沢修二、池田謙斎、富田鉄之助など、法学、経済学、医学、教育学の広い分野にまたがる人々が名を連ねていた。

明治十八年五月には会員数が二千名を越え、翌月より機関誌『羅馬字雑誌』を発行、会員の論説に加え、子供欄を設けて外山正一が「イソップ物語」を連載しすこぶる好評を博した。明治十九年（一八八六）一月二十三日に工部大学校講堂で行われた総会で、井上外務大臣（明治十八年十二月の内閣制により卿から大臣へ名称が変わった）は一場の演説を試みた。その中で彼は次のように述べる。

今日の日本に於ては、凡そ政治・法令・學術・技芸、みな欧米諸国の文明に準拠せざるものなし。（中略）
斯く外国と通商を盛にし、斯く外国と交際を親しくし
ぬる以上は、其の事物の交換に止まらずして、須く其
の事物の作用を研究せざるべからず。其の作用を研究

せんには、必らず其の理を講窮せざる可からず。其理を講窮せんには耳もて聴き目もて視る而已に止むべからず、之を伝通するに文字を使用するの必要を起すに至るものなり。⁽²⁴⁾

西洋諸国から入ってくる事物については、それがどのような「作用」で成り立っているのか、その原理にさかのぼって究明する必要がある。それには文字が伝達手段として大切となる。西欧の文字を知ること、は、西欧の文物の「理」を究める最良の方法である、との論旨であった。同時にアルファベットを理解すれば、反対にこれを使って、わが国の言語、事情、学芸など「わが国の実状」を西洋人に知らせることもできるという。

このローマ字普及運動が、日本国民に西欧文字（アルファベット）に親しませるきっかけを作ったことは言うまでもない。

井上の言う「作用の研究」と「理の講窮」を必要とする西欧の事物のうちで、鹿鳴館時代、明治の国民社会に大きな影響を及ぼしたものに、音楽と女性の洋装がある。

西洋の音楽が国民教育に採り入れられたのは、明治十四年（一八八二）十一月に文部省が編纂した『小学唱歌集初篇』が出版されてからである。洋楽導入の基礎を築いたのは、音楽取調掛の伊沢修二である。彼は東京音楽学校の初

代校長となった人物である。伊沢は「外にたいしては文明国としての体面をはり、内にたいしては、国民創出のための情操と道徳教育の手段」となるべく、西洋音楽を教育に採り入れた。彼が編纂を命じた『小学唱歌集』⁽²⁵⁾は、日本の伝統音楽を考慮して、和洋折衷の音楽様式が採用されていた。いわゆる「ヨナ抜き音階」である。アイルランドやスコットランド、スペインなどの民謡から原曲が集められ、それに日本的な詩歌がそえられて、「庭の千草」や「蛍の光」など日本人に親しみ易い歌曲へとその姿を変えて行った。

また、新体詩で活躍した外山正一が書いた長篇詩「抜刀隊」に、お雇い音楽教師のフランス人シャルル・ルルーが曲をつけ、明治十八年七月、鹿鳴館で軍歌として演奏された。勇壮活発な和洋折衷の行進曲の登場は、「軍歌」という新しいジャンルの歌曲を国民社会に広めるのに役立った。鹿鳴館の時代は、まさに明治という新しい文明国家にふさわしい音楽をも生み出そうとしていたのである。

この時代に特筆すべき出来事のもう一つは、婦女子の洋装奨励に関する皇后の思召書が、宮内省によって発表されたことである。明治二十年（一八八七）一月十七日であった。思召書は言う。

さるに今西洋の女服を見るに、衣と裳とを具ふること

本朝の旧制の如くにして、偏へに立礼に適するのみならず、身体の動作行歩の運転にも便利なれば、其裁縫に倣はんこと当然の理りなるべし。然れども其改良に就て殊に注意すべきは勉めて我が国産を用ひんの一事成なり。若し能く国産を用ひ得ば、傍ら製造の改良をも誘ひ、美術の進歩をも導き、兼て商工にも益を与ふること多かるべく、さては此挙却て種々の媒介となりて、特り衣服の上には止らざるべし。⁽²⁶⁾

西洋の女子服は立礼に適するばかりでなく、身体の動作、歩行に便利であるので、その裁縫に習うべきである。ただ心して服地は輸入品ではなく国産を用いよ。そうすれば改良も進み、デザインとしての美術も進歩し、経済上の利益に加え、国家そのものの発展に寄与するであろう、という。これに続けて、各女子ともに、華美に走らず質素を旨に分相応の装いを凝らせば、自ずとその目的も達せられるはずだ、と結ぶ。

この思召書が出されると、上流婦人の間に洋装ブームが起り、それは徐々に庶民へと広がりを見せ始めた。洋装は鹿鳴館婦人たちだけの特別な装いではなくなろうとしていたのである。仕掛け人は総理大臣の伊藤博文であった。

『タイムズ』の東京通信員となっていた英国陸軍中佐ヘンリー・パーマーは、明治二十年四月十四日付の紙面に、

「日本の社会問題」という論評を載せた。日本の着物の美しさを誉めたあと、日本女性の洋装化もやむを得ないのではないかと断じて、こう述べる。

この新運動を開始して頂くよう皇后陛下におすすめしたのが伊藤伯なのは間違いないのである。彼のような冷徹で聡明な政治家に、これほど思い切った改革の必要性を痛感させるには、これまでに予測されない重大な目的と意義が背後に必ずあるに違いない。⁽²⁷⁾

では、伊藤が意図したこの運動の真の動機とは何か。パーマーは次のように見る。

この国に起っている事を思慮深く観察している人たちは、日本の国民は今、発進途上非常に重大な危機に到達したという認識で一致している。新文明での完全な成功を目指すなら、この二十年間、あのように例を見ない活力と決意で遂行してきた物質面、行政面、教育面の諸改革だけに甘んじることはもはや許されない。西洋文明の成長と活力の源泉である社会条件と原理を日本の国家体制ばかりでなく、社会機構や道德機構全体に吹き入れなければならぬのである。日本において、おそらく女性の地位ほど西洋文明の風潮と矛盾しているものはないだろう。⁽²⁸⁾

現在、日本は社会機構、道德機構全体に西洋文明の本質

的な部分を探り入れねばならない時期に來ている。その際もっとも注意を要するのが、日本における女性の地位の問題だという。日本女性の地位が向上し、国家の大事業に参加できるようになれば、日本は真の文明国になるに違いない。女性の洋装はこの問題解決に重要な役割を果たすはずである。

そしてパーマーはこう結論づける。

新しいこの運動は、ただ西洋の風習であるというだけで盲目的に従っているどころか、日本を西洋諸国家と列べさせ、双方の間隙をできるだけ縮小しようとする高遠で、思慮に富んだ計画の一部である、との結論にわれわれは達するのである。この計画に傾倒している日本の総理大臣は、この運動が旧日本の家庭内の生活慣習と社会慣習を変更して初めて完遂されると信じている。⁽²⁹⁾

つまり、女性の洋装化は、西洋の単なる模倣ではなく、日本と西洋との文明間の差違をできるだけ縮めようとして行われている「高遠で思慮に富んだ計画」の一部なのだという。

国民の拠って立つ基盤である社会機構そのものが近代化されなければ、国家の文明化は難しいのである。井上や伊藤と全く同じ考えをパーマーは、英国人の視点から述べて

いるにすぎない。パーマーは当時の英国人には珍しくレラティビスト（文化相対主義者）であった。決して英国文明（西欧文明）の絶対的な信奉者ではなかった。その点をわれわれは理解する必要がある。

こうした緻密で注意深く練られた「欧化」の国家計画であるからこそ、欧州諸国は誠意をもって日本政府の提案する条約改正、すなわち法権の完全回復要求に応える必要があるとパーマーは言うのである。

西洋文字（ローマ字）の理解、西洋音楽の受容、女性の洋装化、いずれをとっても社会機構の根本的な改革に必要な近代的（西欧的）要素である。それぞれが西欧の思想や宗教とも密接に結びついている。井上の言う「理の講窮」である。西欧文明を根本から解明し、その成り立つ要素を日本の伝統文化へ巧みに採り込んで結びつける。いわば西欧文明の日本への接ぎ木、井上がめざした欧化政策の基本的理念はそこにあった。

まさにパーマーが鋭く指摘したように、日本と西欧の間の「間隙」をできるだけ縮めようとする「高遠で思慮に富んだ計画」であったといえよう。この時点で、欧化政策は手段から目的へとその姿、形を大きく変えることになった。すなわち、明治十九年五月からほぼ一年間続いた条約改正会議における欧州各国との審議を通して、井上の欧化政策

は、手段としての国家戦略から、国家目標そのものへと大きく舵を切る。こうして国家の西欧化の大事業が広範囲にわたって推し進められて行くことになるのである。

おわりに

条約改正会議は、明治二十年四月二十二日、英独合同提案の「裁判管轄条約案」を議了し、その全日程を終えた。採択された条約案は全部で十三条あり、第一条で条約の批准交換後二年以内に内地を開放すること、第四条で欧州各国と同様の司法組織と法典の制定を要求しているほか、できあがった組織章程並に諸法典の内容を英訳し、事前に締約諸国へ通知することを義務付け、各地裁判所に外国籍の判事と検事を多数任用すべきことを謳っていた。しかも有効期限は十七年と定められた。

当初の日本側提案より大幅に後退したうえ、明らかに主権侵害も含まれていたことから、政府部内からも反対意見が出された。さらに批判は政府外にまで広がりを見せ、各地で自由民権派を中心に反対運動が繰り広げられる始末であった。

そのさ中の七月九日、井上は長文の意見書を内閣へ提出し、国家目標としての「欧州化」の必要を訴えた。それに言う。

こうした主権侵害とも思える「譲与」を列強諸国に与えた弊害は認めるが、現在の日本は利か害かを選べる情況にはない。したがって、これらの弊害は、第一に将来生ずる可能性のあるさらに大きな弊害を避けるためであり、第二に条約の有効期限である十七年後にわが国が「充分ノ自由」「充分ノ不羈自由」を獲得するためである、と理解してほしい。

さらに彼は、アジアをめぐる国際情勢を語り、列強諸国の露骨な植民政策を述べ、日本がそれにどう対処すべきかを説く。

之ニ処スルノ道、惟タ我帝国及ヒ人民ヲ化シテ恰モ欧州邦国ノ如ク、恰モ欧州人民ノ如クナラシムルニ在ルノミ。即チ之ヲ切言スレバ欧州的一新帝国ヲ東洋ノ表ニ造出スルニ至ルノミト。夫レ一国人民ハ其分子タル各国人民ガ先ツ勇敢活発ノ人民トナルニアラサルヨリハ独リ其強大ヲ致ス事能ハス。即チ日本人民ノ自治ノ制ト活発ノ行動トハ日本国民ノ強大ヲ致シ日本政府ノ強盛ヲ致スニ於テ万欠ク可ラザルモノトス。何ントナレハ我政府ハ固ヨリ我國民ヲ代表スルニ止ルモノナレハナリ。³⁰⁾

各国人民がまず「勇敢活発」の人民とならねば、国家を強くすることはできない。すなわち、日本の人民に「自治

ノ制」と「活発ノ行動」とが具われれば、日本の国家は強大となろう。これが、欧州列国に伍して、日本が国際社会で唯一生き残る方法である。つまり「欧州的新帝国」をアジアに造り出す必要がある、という。

では、どのようにすればこの「敢為ノ気象」と「自治ノ精神」とが国民一人ひとりに具わるのか。答えはこうである。

我人民ヲシテ欧州人民ト触撃シ、各自ニ不便ヲ感シ不利ヲ悟リテ泰西活発ノ知識ヲ吸取セシムルニ在ルノミ。即チ我国人が各自ニ文明開化ニ要スル活発ノ知識、敢為ノ気象ヲ具フルニ至テ我帝国ハ始メテ真ニ文明ノ域ニ躋ル事ヲ得ベキナリ。⁽³¹⁾

わが国民が欧州諸国民と積極的に交わり、みずから不便と不利を感じ取って、西洋活発の知識を吸収するように仕向けねばならない。こうして「活発ノ知識」と「敢為ノ気象」が具わってはじめ、日本は文明の域に達したといふべきである。そのためにも内外人の往來交通は自由自在であらねばならない。にもかかわらず、現在の日本は一部を除いて外国人を拒み内地に入れようとしなない。これは「固陋背理ノ事」というだけでなく、外国人が日本に悪意を抱く口実を与えてしまう。すなわち、自らの信念でもある国際的信義を貫く上で、外国人に対して内地を開放すること

は不可欠であり、そのことがかえって内なる日本人を活発な国民に変え、わが国家を西欧的文明国へと発展させるきっかけになると説く。

日本が「欧州的新帝国」となったあかつきには、条約上においてはじめてわが国は欧州諸国と同等の地位に達したと言ふべきであろう、と井上は考えたのである。

結果的に、七月二十九日の条約改正会議の無期延期通告をもって、井上外務大臣の条約改正は失敗した。しかしながら、井上が展開した鹿鳴館外交が、「欧化」という国家目標を引き出し、日本の国民社会に新しい文明領域をつくり出したことだけは確かである。われわれは、この「欧化」の線上にある文明をいまだに生き続けているといえよう。

注

(1) 内田魯庵『新編思ひ出す人々』(岩波書店、一九九四年) 一六七頁。

(2) 鹿鳴館外交を単独で扱った研究はきわめて少ない。古くは永井秀夫「鹿鳴館と井上外交」(『北海学園大学人文論集』第二号、一九九四年)が、また最近年では拙著『明治外交官物語——鹿鳴館の時代——』(吉川弘文館、二〇〇九年)が井上馨の条約改正と鹿鳴館の関係を分析している。なお、鹿鳴館そのものを扱った著書として、富田

仁『鹿鳴館——擬西洋化の世界——』（白水社、一九八四年）を、また鹿鳴館の時代を文学史的に追った労作として磯田光一『鹿鳴館の系譜——近代日本文芸史誌——』（文藝春秋、一九八三年）を参考までにあげておく。

幕末維新期における井上馨の思想と行動については、拙稿「井上馨の外交思想——『泰西主義』の論理とその展開——」（Ⅰ）（Ⅱ）（『政治経済史学』第三六六号・三七七号、一九九六年・一九九七年）および拙著『密航留学生たちの明治維新——井上馨と幕末藩士——』（日本放送出版協会、二〇〇一年）を参照。

日本学術振興会編『条約改正関係日本外交文書』第二卷（日本外交文書頒布会、一九五九年）二頁（以下、『改正関係文書』と略す）。

(5) 同右、八八九頁。

井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第三卷（内外書籍、一九三四年）七七〇頁。

(7) 井上馨が鹿鳴館の建設用地として内山下町を強く希望したのは、一つには新橋駅に近いなど交通の便を考えてのことであるが、最も大きな理由は旧知の町田久成が計画している大博物館建設構想を助けるためであった。内務省の官吏として博物館事業に携っていた町田は、日本に英国なみの大博物館を建てたいと思い、内山下町にある内務省博物館を上野の山へ移すことを政府へ願ひ出した。しかしこれは内部の反対もあつてスムーズに行かなかつた。そこで井上は内務卿の松方正義と相談し、町田の計画を実現させるため、内山下町の博物館のうち、町田担当の展示館である第一列品館の部分約六千坪を、鹿鳴館

建設用地として外務省に割譲するよう画策した。正式に達しが出たのは明治十四年一月十五日である。博物館の「物品と植木」の上野への移送費用は、すべて外務省が負担した。こうして上野に日本の貴重な古器物、名品を収蔵展示する国立の大博物館が造られることになったのである（関秀夫『博物館の誕生——町田久成と東京帝室博物館——』、岩波書店、二〇〇五年、一四三頁—一四八頁）。

(8) 鹿鳴館建設背景に、日本の伝統的な古器物や美術品を保存展示するための東京帝室博物館建設にまつわる秘話があったことは、井上の鹿鳴館建設に対する思いを知る上でも興味深い。旧藩邸の表門（黒門）は博物館の正門として使われ、鹿鳴館でもそのまま正門として残された。同右、七七五頁。『詩経』小雅鹿鳴の第一章、「呦々鹿鳴、食二野苹。我有二嘉賓、鼓二瑟吹二笙鼓二簧」および鹿鳴篇

(9) の序、「鹿鳴、燕二群臣嘉賓一也」などの詩から、内外人の交際を密にするための意味を込めて名づけたという。同右、七七二頁。

(10) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上（原書房、一九六九年）一五八頁。

(11) 前掲『改正関係文書』第二卷、九三頁—九四頁。

(12) 同右、一七七頁—一七八頁。

(13) 『改正関係文書』会議録、九八頁。

(14) 明治十六年一月十九日付青木周藏宛公信（『改正関係文書』第二卷、一一一七頁）。同公信で、井上は「条約改正予議會開設ノ際、拙者ヨリ提出致候議目中、殊ニ八年及十二年期限ノ趣意ハ実ニ条約改正ノ第一主眼ニ有之、

若シ此主眼ニシテ実行相遂ケ兼候ハハ自余ノ件目悉ク各国ノ聴納スル所トナルモ改正ノ実行ハ毫モ無之、結局我ヨリノ要求ハ彼ニ対シ未タ尽キサルニ、彼ヨリ我ニ対スル要求ハ既ニ満足ノ点ニ至ルヘシ。是レ平等権理ノ目的ニ悖リ候事ナレハ、我政府ハ飽ク迄モ此趣意ヲ貫キ、仮令今回之ヲ遂ル能ハサルモ次回ニ至リ誓テ各国ノ認可ヲ取メサレハ已マサル決心ニ御座候」とその決意のほどを述べる。

(15) 前掲『改正関係文書』第二巻、九二二頁—九二五頁。明治十六年六月二十一日付マーシャル報告書において、マーシャルは、六月二十日に、政務局長と商務局長が別々に、フランス政府が日本の計画案を採用したことを秘かに告げてきたと記している (On 20 June, after a long struggle and much anxiety, Marshall had the satisfaction of being informed by the Political and Commercial Directors, one after the other, that France adopts the programme privately communicated by Marshall)。

(16) 同右、八〇二頁。明治十六年七月十二日付、森駐英公使宛機密信。

(17) 同右、八一〇頁。

(18) 同右、一一四七頁—一一四八頁。明治十六年十一月二十九日付井上外務卿宛青木駐独公使機密信。同書に「我重修事件ニ付英政府独政府ノ建議、特ニ termination clause 一項ニ付独政府ノ建議相用候得ハ追テ締結可相整」とある。

(19) 同右、八三四頁。

(20) 樋口次郎・大山瑞代編著『条約改正と英国人ジャーナリスト—H・S・パーマーの東京発通信—』(思文閣出版、一九八七年)三七頁—四〇頁。

(21) 前掲『改正関係文書』第二巻、三三六頁。

(22) 同右、三四二頁。

(23) 井上条約改正をとりあげた論稿は多い。とくに広瀬靖子「井上条約改正交渉に関する一考察」(『近代中国研究』第七輯、一九六六年)、津田多賀子「井上条約改正の再検討—条約改正予議会を中心に—」(『歴史学研究』五七五号、一九八七年)、前掲拙稿「井上馨の外交思想—『泰西主義』の論理とその展開—」(Ⅰ)(Ⅱ)、前掲拙稿「明治外交官物語—鹿鳴館の時代—」、それに法権回復に重点を置いた藤原明久「日本条約改正史の研究—井上・大隈の改正交渉と欧米列国—」(雄松堂出版、二〇〇四年)、五十旗頭薫「条約改正史—法権回復への展望とナショナリズム—」(有斐閣、二〇一〇年)などを参照されたい。

(24) 前掲『世外井上公伝』第三巻、七九五頁。

(25) 井上勲『文明開化』(教育社、一九八六年)一六〇頁。

(26) 『明治天皇紀』第六卷(吉川弘文館、一九七一年)六八一頁。

(27) (28) ヘンリー・S・パーマー『黎明期の日本からの手紙』(樋口次郎訳、筑摩書房、一九八二年)五五頁。

(29) 同右、五八頁—五九頁。

(30) (31) 前掲『改正関係文書』第二巻、一五五〇頁。

(鹿兒島純心女子大学教授)